

## 豊中市小規模保育事業所整備費補助要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小規模保育事業所を開設する整備事業者に対し、テナント等の賃貸借物件等の保育室への改修等の整備に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助するにあたり、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、小規模保育事業所の整備を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「小規模保育事業所」とは児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を運営するための事業所をいう。

### (補助要件)

第3条 小規模保育事業所整備費補助金（以下「補助金」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき地域型保育給付（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市町村の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者に対して交付する。

2 前項の補助金に係る事業は、次の要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 施設及び運営が、「豊中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年9月26日条例第48号）及び「豊中市家庭的保育事業等認可要綱」（平成26年11月20日施行）に適合するものであること。
- (2) 施設の整備に要する財源措置及び土地の確保が確実であり、かつ事業の効果が十分期待できるものであること。
- (3) 改修を必要とする建物が専ら小規模保育事業所の運営の用に供することを目的に賃貸借契約を行ったもの（予定も含む）であること。
- (4) 保育室等が整備されておらず、小規模保育事業を実施するにあたり、新たに改修が必要な建物であること。

### (補助の対象経費)

第4条 補助対象経費及び補助額等は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、小規模保育事業所の設置を予定している建物等の整備に必要な工事請負費及び工事事務費（工事施工のために必要な経費であって、設計料及び設計監督料をいい、その額は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに賃貸物件（テナント等）を賃貸する際に発生する賃料及び礼金（補助対象期間としては、工事開始日の1か月前から開園日の前日までとする。）とし、上限を32,000,000円とする。ただし、工事請負費の対象となるのは、小規模保育事業所の開設において条例等で定めるもののほか、市が必要と認めるもの（保育との関係性があり、小規模保育事業所を運営する上で日常的に使用すると考えられる設備であること。）とし、現存しかつ基準を満たしている設備の交換、機能向上及び美装化等については、対象としない。
- (2) 補助金額は、前項に規定する補助対象経費のうち事業者が実際に払う又は支払った経費（上限32,000,000円）に4分の3を乗じた額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条の規定による「豊中市小規模保育事業所整備費補助金交付申請書（様式第1号）」を市長に提出しなければならない。

### (申請等の時期)

第6条 前条に規定する申請は、事業実施前に行わなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は第5条による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、「豊中市小規模保育事業所整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）」により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第7条第1項の規定により申請を取下げようとするときは、「豊中市小規模保育事業所整備費補助金交付申請取下書（様式第3号）」により行わなければならない。

(補助決定の変更等)

第9条 補助事業者は補助金の交付決定後、規則第8条第1項の規定により申込み内容を変更しようとする場合には、「豊中市小規模保育事業所整備費補助金内容変更申請書（様式第4号）」により、市長に承認を申請しなければならない。ただし、対象経費が増額する場合はこの限りではない。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は規則第8条の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更しようとするときは、「豊中市小規模保育事業所整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第5号）」により行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第10条の規定による「豊中市小規模保育事業所整備費補助金実績報告書（様式第6号）」の提出期限は、補助対象となる事業の完了後30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を審査し、必要に応じ事業完了状況を実地に検査して適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「豊中市小規模保育事業所整備費補助金確定通知書（様式第7号）」にて補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 前条の通知を受けた補助事業者は、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付の手続きについて必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（小規模保育改修費等支援事業実施要綱）に定める基準額が改正された場合、市は、本要綱で定める基準額に関わらず、国で定める基準額を適用することができる。その場合、補助事業者は、第9条の規定に関わらず変更申請をすることができる。
- 3 この要綱は、平成28年10月17日から施行し、平成28年4月1日以降の事業実施分から適用する。
- 4 この要綱は、平成31年3月8日から施行し、平成31年3月8日以降の事業実施分から適用する。
- 5 この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

(宛先) 豊中市長 様

(申請者)  
所在地  
法人名  
代表者職・氏名

豊中市小規模保育事業所整備費補助金交付申請書

豊中市小規模保育事業所整備費補助金の交付を受けたいので、豊中市小規模保育事業所整備費補助要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1. 補助事業の名称：小規模保育事業所整備事業

2. 補助金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

3. 申請額内訳

	①補助対象経費	②補助基準上限額	③補助基準額 (①と②の少ない額)	④補助率	⑤補助額 (③×④)
工事請負費 (A)	円	32,000,000 円	円	3/4	円
工事事務費 (B)	円				
実施設計費 (C)	円				
賃料及び礼金 (D)	円				
合計	円				

※工事事務費 (B) の補助対象経費の上限は、工事請負費 (A) の 2.6%

※⑤について、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

4. 整備を行う事業所の所在地、名称及び種別

所在地 \_\_\_\_\_

施設名 (仮称) \_\_\_\_\_

種別 小規模保育事業 (A型)

5. 添付書類

- ①事業計画書
- ②歳入歳出予算書
- ③位置図および建物の全体図 (整備箇所との位置関係が分かるもの)
- ④施工前平面図 (創設の場合は、土地の配置図)
- ⑤計画平面図 (配置図、室名・面積・歳児ごとの人数が記載された平面図)
- ⑥工事予定価格積算書及び設計監理予定価格積算書
- ⑦賃貸借契約 (予定) 書の写し
- ⑧工程表 (整備スケジュール表)
- ⑨その他、本市が必要とする書類

## 事業計画書

項 目	内 容				
所在地					
設置主体					
事業種類	小規模保育事業A型				
利用定員 (人)	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	整備前				
	整備後				
	増減				
整備区分	<input type="checkbox"/> 創設 <input type="checkbox"/> 改修 <input type="checkbox"/> 増築				
用地状況	<input type="checkbox"/> 土地（自己所有）： <u>    </u> ㎡ <input type="checkbox"/> 土地（借地）： <u>    </u> ㎡ <input type="checkbox"/> テナント： <u>    </u> ㎡				
事業所の状況	建物全体面積 (専有面積)	(            ㎡ ㎡ )	建物の構造	造 階建（内            階部分）	
	建物所有者		借地料 (賃貸料)	円/月	
	賃貸借期間	年   月   日   ～   年   月   日			
資金計画	①工事請負費（工事費）		円		
	②工事事務費（設計監理費）		円		
	③実施設計費		円		
	④賃料及び礼金		円		
	⑤小計		円		
	⑥その他工事費		円		
	総事業費		円		
整備財源	①補助金		円		
	②事業者負担（自己資金）	自己資金	円		
		借入金	円 (借入先：                    )		
整備財源合計		円			
事業期間	工事請負契約予定年月日		年   月   日		
	着工予定年月日※1		年   月   日		
	竣工予定年月日※1		年   月   日		
	事業完了予定年月日※2		年   月   日		
	事業開始予定年月日		年   月   日		
※1 解体・仮設工事期間を含む。    ※2 対象経費の設備納期を含む。					

様

豊中市長

豊中市小規模保育事業所整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった補助金については、次のとおり決定したので、豊中市補助金等交付規則及び豊中市小規模保育事業所整備費補助要綱の規定に基づき通知します。

補助金等の名称	豊中市小規模保育事業所整備費補助金 (施設名： )
補助金交付決定額	金 千円

交付の条件

1. 整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
2. 事業の内容のうち、整備計画に記載された建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
3. 整備計画に記載された事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
4. 整備計画に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
5. 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
6. 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
7. 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
8. 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
9. 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。
10. この補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
  11. 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
  12. 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

13. 事業完了後に消費税及び地方消費税法の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、市長に報告しなければならない。市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市長に納付させることがある。

(様式第 3 号)

年 月 日

(宛先) 豊中市長 様

(申請者)  
所 在 地  
法 人 名  
代表者職・氏名

豊中市小規模保育事業所整備費補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号にて通知のありました豊中市小規模保育事業所整備費補助金の  
交付決定については、豊中市小規模保育事業所整備費補助要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請を  
取り下げます。

記

1. 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
2. 取下げ理由

(様式第4号)

年 月 日

(宛先) 豊中市長 様

(申請者)  
所在地  
法人名  
代表者職・氏名

豊中市小規模保育事業所整備費補助金内容変更申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更する必要がありますので、豊中市長の承認を申請します。

記

1. 変更する内容及びその理由

2. 既交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3. 補助金変更申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

4. 変更申請額内訳

	①補助対象経費	②補助基準上限額	③補助基準額 (①と②の少ない額)	④補助率	⑤補助額 (③×④)
工事請負費 (A)	円	32,000,000 円	円	3/4	円
工事事務費 (B)	円				
実施設計費 (C)	円				
賃料及び礼金 (D)	円				
合計	円		円		円

※工事事務費 (B) の補助対象経費の上限は、工事事務費 (A) の 2.6%

※⑤について、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

5. 添付書類

- ①事業計画書
- ②歳入歳出予算書
- ③その他、本市が必要とする書類



(様式第5号)

第 号  
年 月 日

様

豊中市長

豊中市小規模保育事業所整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定をしました豊中市小規模保育事業所整備補助金については、次のとおり次のとおり取消し・変更することを決定しましたので通知します。

記

1. 取消し・変更の内容
2. 取消し・変更の理由

(様式第 6 号)

年 月 日

(宛先) 豊中市長 様

(申請者)  
所 在 地  
法 人 名  
代表者職・氏名

豊中市小規模保育事業所整備費補助金実績報告書

年 月 日付けで申込み、年 月 日付け 第 号で交付決定された補助事業等に係る実績を豊中市補助金等交付規則第 10 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業の名称：小規模保育事業所整備事業

2. 補助金交付予定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3. 整備を行った事業所の所在地・名称及び種別

所在地 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

種 別 小規模保育事業 (A型)

4. 添付書類

①事業実績報告書

②歳入歳出決算書

③位置図および建物の全体図（整備箇所との位置関係が分かるもの）

④施工前平面図（創設の場合は、土地の配置図）

⑤施工後平面図（配置図、室名・面積・歳児ごとの人数が記載された平面図）

⑥写真（外観、各室、設備：A4 に集約）

⑦工事についての契約関係書類の写し（本体工事契約書および工事費内訳書）

⑧監理（設計）についての契約関係書類の写し

⑨賃貸借契約書の写し

⑩賃料及び礼金支払証明書（振込明細帳票・領収書等）

⑪事業完了が確認できる書類（工事完了届、建物引渡書、建築基準法に基づく確認済証及び検査済証など）の写し

⑫その他、本市が必要とする書類



(様式第7号)

第 号  
年 月 日

様

豊中市長

豊中市小規模保育事業所整備費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定をしました豊中市小規模保育事業所整備補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1. 確定金額 金 \_\_\_\_\_ 円